

第4回援助効果向上に関するハイレベルフォーラム 「効果的な開発協力のための釜山パートナーシップ」(主要ポイント)

I. 前文

- 共通の目標、共有の原則、差異ある約束に基づく広範で包摂的なパートナーシップを構築。
- 個別の国情に基づき、効果的な協力に向けた更なる努力を奨励。
- 貧困と不平等が中心的課題であり、その解決に向け政治的意志が必要。
- 多様な開発主体の参加による、開発協力の構造の複雑化を認識。南南協力、三角協力、官民連携等の重要性が高まっている。
- 過去のハイレベルフォーラムで合意された各々の約束を再確認し、完全に実施。
- 開発協力は、貧困削減、社会的保護、経済成長及び持続可能な開発を支援する際に、触媒として不可欠な役割を果たす。
- 時間の経過と共に、最貧困層への影響を考慮しつつ、援助からの自立を目指す。
- 国内資源の動員、民間投資、非譲許的な公的資金等を含む多様な資金源による開発支援の効果を促進。

共通の目標を達成するための共有の原則

- 効果的な開発のための協力の基盤を形成する共通の原則として、(1)途上国による開発優先事項のオーナーシップ、(2)成果重視、(3)包摂的な開発パートナーシップ、(4)透明性と相互説明責任を共有。
- これらの共通原則に基づき、(1)開発政策とその過程の民主的なオーナーシップを深化、拡大、運用可能とし、(2)具体的で持続可能な成果の達成に向け、努力を強化し、(3)南南協力・三角協力等の水平的パートナーシップを拡大し、(4)開発資金と活動の多様な形態の触媒的效果を確保する。

II. 変化の実現:共通の目標を達成するための補完的な行動

共有の原則と差異ある約束に基づいた新たな主体の包摂

- 途上国と新興国は南南協力の重要な提供国。途上国・新興国は、経験を共有し、他の途上国と協力する責任を徐々に負うようになってきた。
- 南南協力は追加的で多様な資金源を提供しつつ深化し続けており、より包括的な開発課題の欠くことのできない一部を形成。また、市民社会、民間セクター、他の主体の包摂を歓迎。

開発協力の質及び効果の向上

- 質が高く、より透明で、より効果的な開発協力にパリ宣言、アクラ行動計画が貢献してきたことが実証されている。
- パリ宣言のモニタリングと独立した評価を活用し、途上国のニーズに合致する持続可能な成果に焦点を当て、パートナーシップの効果向上のため、早急に必要な変革を行う。

オーナーシップ、成果及び説明責任

- 共同で開発成果に焦点を当て、(1)リスク管理枠組みの開発等を含め、主要な制度及び政策の強化に向けた途上国の努力を支援、(2)管理可能な数の結果と成果の指標に基づく進捗評価を目的として、透明で途上国主導の国レベルの成果枠組みを設置、(3)進捗モニタリング、効果の評価等の確保を目的とし、統計能力向上のための行動計画を実施するために協働、(4)相互

評価レビューの実施に向けて努力し、全ての開発協力主体の積極的参加を奨励、(5)アンタイド化の努力を加速化し、2012年にこれを達成するための計画を再検討すると共に、タイピング・ステータスに関する報告の質、整合性、透明性を向上させる。

- 途上国政府のカントリーシステムの活用と強化のため、(1)開発協力のデフォルト（既定の）アプローチとしてカントリーシステムを活用、(2)共同でカントリーシステムを評価し、完全な利用に向け検討を進める。
- ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成を目的とした努力を加速し、(1)公的支出が男女双方に利益をもたらすことを確保し、男女別のデータの収集・活用のための努力を加速、(2)ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの目標を説明責任メカニズムに統合、(3)開発協力のすべての側面でジェンダー平等と女性のエンパワーメントに取り組む。
- 民主的なオーナーシップにおける議会と地方政府の重要な役割を認識し、(1)開発プロセスを監視する議会の役割の強化を目的とした既存の約束の実施を加速し、(2)地方政府がサービス提供を越えた役割を担うよう、一層支援する。
- 人権に基づくアプローチを促進し、実施を監視する上での市民社会組織の重要な役割を認識し、(1)市民社会組織の開発への貢献が最大化される政策環境に着目し、各々の約束を実施し、(2)イスタンブール原則等に主導される説明責任と開発効果への貢献強化を奨励する。

透明で責任ある協力

- 情報入手の容易さと公的アクセスの向上のため、(1)公的資金による貢献について十分な情報を利用可能とし、(2)途上国においては、透明な財政管理・情報管理システムの構築に注力し、情報の適切な活用、説明責任促進のため、関係者の能力を強化し、(3)経済協力開発機構/開発援助委員会（OECD/DAC）、国際援助透明性イニシアティブ（IATI）等の取組を勧案の上、時宜に適い、包括的で将来にわたる情報の電子公表のための基準を適用することとし、2012年12月までに基準に合意し、実施のための計画を公表。2015年12月までの完全実施を目指す。
- 予測可能性向上のため、アクラ行動計画で中期的な予測性の向上を約束した者は、3~5年の支出見通し及び/又は実施計画を2013年までに全ての途上国に提供。他の者は、中期的な協力の意図について、関連情報を途上国に提供。
- 援助の断片化を抑制し、拡散を防止するため、(1)2013年までに援助の分業化を含む国主導の調整機能を最大限活用し、(2)多国間機関の政策一貫性を向上するため、2012年末までに援助経路の拡散防止の原則及びガイドラインに合意し、(3)2012年末までに、援助量が不十分な国の課題に対処する行動の指針となる原則に合意し、(4)現場スタッフへの権限委譲に努力する。

紛争国及び脆弱国における持続可能な開発の促進

- 「平和構築及び国家建設に関する国際対話」によって策定された「ニューディール」を歓迎し、(1)脆弱国・紛争国における取組を推進するための平和構築・国家建設目標（PSGs）、(2)紛争国家に参与するための新たな国家主体の手法（FOCUS）、(3)透明性強化、カントリーシステム活動のリスク管理、能力強化、予測性・適時性向上のための約束（TRUST）を活用する。

強じん性の強化と困難における脆弱性の低減のための協働

- 強じん性やリスク軽減のため、(1)各国の政策・戦略に強じん性、リスク管理評価を統合し、(2)ショック耐性のあるインフラ、社会保護システムへの投資のため協働する。

Ⅲ. 効果的援助から効果的開発のための協力へ

- 援助は解決策の一部にすぎず、より幅広い開発効果に目を向けるべきであり、(1)力強く、持続可能で、包摂的な成長、(2)政府自身の歳入確保、開発成果についての説明責任、(3)国・非国家機関の相互説明責任、(4)地域的・世界的な経済統合の進化、を含む枠組みが求められる。
- 国の中核的機能を果たす制度の強化のため、(1)途上国主導で制度・政策の変革を実施し、(2)途上国主導でニーズを評価し、(3)途上国主導で制度の活動に係る証拠を改善し、(4)地域レベル・国際的なレベルで知識・経験の共有や成功の決定要因に関する学習を深める。

持続可能な開発のための南南協力和三角協力

- 南南協力は協力関係を豊かにするものであることを認識し、(1)三角協力の活用を普及し、(2)南南協力・三角協力を最大限活用し、(3)南南協力の主体間の知識の交換、相互学習と調整のネットワークの発展を奨励し、(4)能力強化を支援する。

民間セクターと開発

- イノベーション、富、雇用創出等における民間セクターの役割の重要性を認識し、(1)民間投資の環境改善のための代表的な民間の機関等との協働、(2)開発政策・戦略策定への民間セクターの参加、(3)革新的資金メカニズムの更なる発展、(4)「貿易のための援助」の促進、(5)公的セクター、民間セクター及び関係機関の代表の積極的な役割、を奨励する。

汚職と不正な資金フローの防止

- 汚職と不正な資金フローと闘うための共同の努力を強化し、(1)汚職撲滅に向けた各々の約束を完全に実施し、(2)不正な資金フロー撲滅への努力を加速する。

気候変動資金

- 気候変動資金とより広範な開発協力との間での一貫性、透明性、予測性を促進するため、(1)開発計画の不可分の一部としての気候変動対策を支援し、(2)開発資金の教訓を共有し、開発協力が気候資金におけるイノベーションから報告を受けることを確保する。

Ⅳ. 今後の行方:ミレニアム開発目標に向けて及びその後の進捗への連携

- 相互説明責任を果たすため、(1)進捗をモニタリングし、相互説明責任を促進するための枠組みに合意し、(2)2012年6月までに定期的に進捗モニタリングを行う選択的で関連性のある指標・目標に合意し、(3)進捗をモニタリングし、途上国における評価のための能力強化のイニシアティブを支援する。
- 約束の厳守のため、継続的なハイレベルの政治的支援が必要であることを受け入れ、政治レベルで説明責任を確保とするため、「効果的開発協力のためのグローバルパートナーシップ」を設立。2012年6月までにグローバルパートナーシップの閣僚レベル関与の方法等に合意。
- 援助効果作業部会に対し、2012年6月の廃止のための準備において、グローバルパートナーシップのための作業取決めと、世界的な指標と手段について合意するため、全ての国の代表及び関係者を招集。
- OECDと国連開発計画（UNDP）にグローバルパートナーシップの効果的な機能に向けた支援を奨励。